

1 これまでの主な経緯

	日 付	内 容
1	令和 5 年 11 月 21 日（火）	12 月に予定されていた足立区選挙管理委員（以下「選挙管理委員」）の当該選挙に向けて、足立区議会（以下「区議会」）議員より「自治法で定める選挙権とは、区内に住所を有することが必要か」と足立区選挙管理委員会事務局（以下「区選管事務局」）に問合せがあった
2		区選管事務局の職員が東京都選挙管理委員会事務局（以下「都選管事務局」）に、区の選挙管理委員を選任するにあたり、「区内に住所が必要かどうか」電話照会したところ、住所を有する必要はない旨の回答を受けた ※関連項目として、下記 8 参照 令和 6 年 1 月 31 日以降、区内部調査を行ったところ、上記の都選管事務局への電話照会の記録が一切残っていないことが判明。また、都選管事務局からは、区選管事務局から選挙管理委員の資格要件について、電話照会を受けたことも回答したことも記録・記憶が無いとの回答を得たことから、この電話照会は区職員の思い込みであったと考えられる。
3		区選管事務局は、問合せがあった区議会議員に「自治法で定める選挙権とは国政選挙の選挙権を指しており、区内に住所を有する必要はない」と回答した 以降複数の区議会議員から同様の問合せがあり、同じ回答をした
4	12 月 20 日（水）	区議会にて当該選挙が行われた
5	12 月 25 日（月）	選挙管理委員を足立区選挙管理委員会規程により告示、古野香織氏が就任した
6	令和 6 年 1 月 24 日（水）	他自治体の選挙管理委員会事務局および区議会事務局から、「区内に住所を有しなくても、地方自治体の選挙管理委員に選任できるのか」と問合せがあり、区の見解を伝えた また、同選挙管理委員会事務局から再度連絡があり、都選管事務局は「区内に住所を有することが必要」との見解であると聞いたが、この時点では区選管事務局として疑義を持たなかった

7	1月31日（水）	24日に問合せを受けた自治体の議員から、同様の質問を受けた当区の区議会議員より、区選管事務局に問合せがあった 区選管事務局の係長が、本件にかかる選挙権について、改めて都選管事務局に電話照会したところ、「選挙管理委員には当該所管する選挙の選挙権（区内に住所を有すること）が必要である」との回答があった
8		併せて、都選管事務局は、これ以前に区選管事務局から選挙管理委員の資格要件について照会を受けたことも回答したことも記録・記憶が無いとの回答があった
9		以降、上記2の記録（書面およびメールの履歴や電話の通話記録の電子記録）を内部調査したが、現時点では一切確認できていない
10	2月16日（金）	その後総務省に疑義照会をした結果、「自治法で定める選挙権とは、その属する自治体の議会の議員及び長の選挙権と解する。よって、失職となる」と回答があった
11	2月19日（月）	選挙管理委員 第1回打合せ（選挙権について）
12	2月27日（火）	選挙管理委員 第2回打合せ（選挙権について）
13	3月4日（月）	「選挙管理委員の資格について」報道発表 以下の内容をホームページに掲載 この度は、足立区選挙管理委員会事務局の誤った法解釈と極めて不適切な事務処理により、当該委員に多大なご迷惑と心労をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。また、足立区選挙管理委員の選挙に関わった区議会議員をはじめとするすべての皆様に、重ねて深くお詫び申し上げます。 区民の皆様の選挙に対する信頼回復に向けて、法解釈の疑義照会や事務処理等の改善を早急に行い、同じ過ちを繰り返さぬよう、選挙管理委員会事務局として徹底してまいります。 （※1）「これまでの主な経緯」は、下記の関連資料をご確認ください。 令和5年12月20日の第4回足立区議会定例会で実施された足立区選挙管理委員の選挙（※2）にて選任され、同年12月25日付で古野香織氏が選挙管理委員（委員長職務代理者）に就任されました。 しかしながらその後、地方自治法第182条第1項で定める「選挙権」の解釈に疑義が生じ総務省に確認していたところ、2月16日付、「選挙権とは、その属する普通地方自治体の議会の議員及び長の選挙権と解する」との回答があり、区外に住所を有する古野香織氏は、資格要件を満たさないことが判明しました。 あわせて、地方自治法第184条第1項で定める「選挙権を有しなくなったとき」の解釈について、『選挙管理委員は、「選

		挙権を有しなくなったとき」、その職を失うとされているが、 ここでいう「選挙権を有しなくなったとき」とは、当選当 時から被選挙権を有しないものであった場合も含まれると解 すべきである』との回答を得たため、足立区選挙管理委員会 を開催し失職の手続きを進める必要があります。 (※2) 自治法第 182 条第 1 項に基づき、選挙管理委員は普 通地方公共団体の議会で選挙する。 今後、足立区選挙管理委員会として審議や手続きが進められ ます。状況を見ながら適時情報提供させていただくと共に、 然るべき時期に記者会見を開催する予定です。 選挙管理委員会事務局
14	4 月 15 日 (月)	第 8 回足立区選挙管理委員会にて、選挙管理委員の選挙権 の有無の決定について、今は行わないと決定。
15	7 月 16 日 (火)	第 14 回足立区選挙管理委員会にて、事務局から委員会に対 して『古野委員の拙速な失職手続きを行わないように求める 緊急要望に関するご報告』を提出
16	10 月 15 日 (火)	第 20 回足立区選挙管理委員会にて、「足立区選挙管理委員 の資格について (10 月 25 日現在情報)」により、委員会の意 見をホームページに掲載することを決定